

令和8年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和8年6月

目 次

承認案第107号	専決処分の承認について…………… 1 (都市交通部都市整備課)
承認案第108号	専決処分の承認について…………… 3 (財務部市民税課・資産税課)
議案第112号	財産の取得について…………… 5 (消防局消防総務課)
議案第113号	財産の取得について…………… 6 (消防局消防総務課)
議案第114号	財産の取得について…………… 7 (消防局消防総務課)
議案第115号	財産の取得について…………… 8 (教育委員会学校教育部安芸津学校給食センター)
議案第116号	請負契約の締結について…………… 9 (教育委員会学校教育部教育総務課)
議案第117号	委託契約の締結について…………… 11 (消防局警防課)
議案第118号	請負契約の変更について…………… 13 (建設部維持課)

議案第 1 1 9 号	東広島市税条例の一部改正について……………	1 5
	(財務部市民税課・資産税課)	
議案第 1 2 0 号	東広島市都市計画税条例の一部改正について……………	1 9
	(財務部資産税課)	
議案第 1 2 1 号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における 固定資産税の特例に関する条例の一部改正に ついて……………	2 0
	(財務部資産税課)	
議案第 1 2 2 号	東広島市印鑑条例の一部改正について……………	2 1
	(生活環境部市民課)	
議案第 1 2 3 号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正につい て……………	2 2
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第 1 2 4 号	附属機関の設置に関する条例の一部改正につい て……………	2 5
	(こども未来部こども家庭課)	
議案第 1 2 5 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例等の一 部改正について……………	2 6
	(こども未来部保育課)	
議案第 1 2 6 号	東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例 の一部改正について……………	2 8
	(産業部ブランド推進課)	

議案第 1 2 7 号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正に

ついて…………… 2 9

(建設部住宅課)

承認案第107号

専決処分の承認について（委託契約の変更）

（都市交通部都市整備課）

1 専決処分をした理由

令和3年2月26日議決第25号により議決を経た西高屋駅南北自由通路等工事委託に関する基本協定を変更することについて、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

原契約金額	変更契約金額	減少額
14億7,363万2,000円	13億9,726万4,836円	7,636万7,164円

3 変更後の委託契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市高屋町中島

(2) 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

(3) 工期

令和3年2月27日から令和8年3月31日まで

4 専決処分年月日

令和8年3月30日

（根拠法令）

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕

がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

- ③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決処分の承認について（東広島市税条例の一部改正）

（財務部市民税課・資産税課）

1 専決処分をした理由

地方税法等の一部が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、東広島市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分をしたものである。

2 専決処分の内容

(1) 改正の内容

ア 個人の市民税

(ア) 所得割の納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が100分の3以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とする。（第33条関係）

(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。（附則第17条の2関係）

イ 固定資産税

地方税法等の一部改正に伴い、条例において引用しているこれらの法令の条項を整理する。（附則第10条の2、附則第10条の3関係）

ウ 軽自動車税

軽自動車税の環境性能割を廃止し、現行の種別割を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。（第18条の3、第19条、第80条、第81条、第81条の3、第81条の4、第81条の5、第81条の6、第81条の7、第81条の8、第82条、第82条の2、第83条、第85条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、附則第15条の2、附則第15条の3、附則第15条の4、附則第15条の5、附則第15条の6、附則第16条、附則第16条の2、平成26年改正附則第6条関係）

(2) 施行期日等

ア 施行期日

令和8年4月1日

イ 経過措置

(ア) 固定資産税に関する規定

令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(イ) 軽自動車税に関する規定

令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 専決処分年月日

令和8年3月31日

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

議案第 1 1 2 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署北分署に配備する消防ポンプ自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 消防ポンプ自動車
- (3) 数量 1 台

3 取得価格

5,962 万円

4 相手方

東広島市西条土与丸三丁目 1 番 1 5 号
上野物産株式会社
代表取締役 上 野 和 浩

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第 1 1 3 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署安芸津分署に配備する 2 B 型救急自動車（高規格仕様）を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 2 B 型救急自動車（高規格仕様）

(3) 数量 1 台

3 取得価格

3, 5 8 0 万 5, 0 0 0 円

4 相手方

広島市西区三篠町三丁目 1 4 番 1 7 号

広島日産自動車株式会社

代表取締役 前 卓 志

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 4 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署西分署に配備する高規格救急自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 1 台

3 取得価格

3,462万8,000円

4 相手方

広島市西区三篠町三丁目14番17号
広島日産自動車株式会社
代表取締役 前 卓 志

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 5 号

財産の取得について

(教育委員会学校教育部安芸津学校給食センター)

1 提案の理由

安芸津学校給食センターに設置するシステム洗浄機等を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 システム洗浄機、立体浸漬槽及びコンプレッサー

(3) 数量 各 1 台

3 取得価格

3,630万円

4 相手方

東広島市高屋町杵原 2 3 3 5 - 2

くにさわ商会

代表 塚 脇 知 宏

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第116号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和8年度小学校施設整備事業郷田小学校長寿命化改良及び増築工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町郷曾

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 増築工事

増築校舎棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 2,466.27平方メートル

イ 改修工事

既存校舎棟

(ア) 普通特別教室棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 1,179.02平方メートル

(イ) 普通教室棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 1,601.71平方メートル

(ウ) 特別教室棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 257.37平方メートル

(3) 契約金額

20億1,111万2,400円

(4) 契約の相手方

砂原・上垣特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区平野町1-16

株式会社砂原組

代表取締役 砂原 傑

構成員 東広島市西条町田口1437番地

株式会社上垣組

代表取締役 上垣 健

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和10年1月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 7 号

委託契約の締結について

(消防局警防課)

1 提案の理由

高機能消防指令センター中間更新業務の委託契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 履行の場所

東広島市消防局ほか

(2) 業務の内容

指令装置、指揮台、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、気象情報収集装置、災害状況等自動案内装置、順次指令装置、音声合成装置、出動車両運用管理装置、システム監視装置、電源設備、統合型位置情報通知装置その他の設備の製造及び据付け、情報システムの構築並びにこれらに付随する業務

(3) 契約金額

2億900万円

(4) 契約の相手方

広島市西区南観音5丁目11番12号

株式会社ゼネラル

中四国情報通信ネットワーク営業部

部長 八 田 昭 博

(5) 履行期間

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和10年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第118号

請負契約の変更について

(建設部維持課)

1 変更の理由

令和7年12月18日に締結した令和7年度橋梁長期保全事業互栄橋橋梁補修工事の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田

(2) 工事の内容

ア 橋梁補修工

(ア) ひび割れ補修工 67.5メートル

(イ) 断面修復工 0.31立方メートル

(ウ) 当て板補強工 6箇所

イ 支承取替工 2基

ウ 橋梁塗替工 1,250平方メートル

エ 目地部止水工 76メートル

(3) 契約金額

原契約金額	変更契約金額	増加額
1億3,405万1,500円	1億7,312万9,000円	3,907万7,500円

(4) 契約の相手方

東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正路 隆弘

(5) 工期

令和7年12月19日から令和8年12月28日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 1 1 9 号

東広島市税条例の一部改正について

(財務部市民税課・資産税課)

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る特定暗号資産の譲渡所得等の課税方式及び特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準についての特例措置の見直しその他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 公的年金等（所得税の源泉徴収について特例の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとする。（第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条の 3 の 3 関係）

イ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を設けないこととする。（附則第 6 条関係）

ウ 住宅借入金等特別税額控除の適用期間を 5 年間延長し、その適用の対象となる居住年を令和 1 2 年まで延長する。（附則第 7 条の 3 関係）

エ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長する。（附則第 8 条関係）

オ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例措置について、都市計画法の開発許可を受けて行う一定の一団の住宅地の造成を行う者等に対する土地等の譲渡に該当するものをしたときに係るその譲渡をした土地等が、その譲渡した時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、適用ができないこととする。（附則第 1 7 条の 2 関係）

カ 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡所得等については、他の所得と分離して 1 0 0 分の 3 の税率によ

り申告を通じて所得割を課する。（附則第19条の3関係）

(2) 固定資産税

ア 免税点について、家屋にあつては30万円に、償却資産にあつては180万円に引き上げる。（第63条関係）

イ 特定再生可能エネルギー発電設備のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までに新たに取得された設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直す。（附則第10条の2関係）

(ア) 次に掲げる設備に対して課する固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

- a 太陽光発電設備のうち、一定のもの
- b 水力発電設備のうち、一定の規模未満のもの
- c 地熱発電設備のうち、一定の規模以上のもの
- d バイオマス発電設備のうち、一定の規模未満のもの

(イ) 風力発電設備のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格に5分の3を乗じて得た額とする。

(ウ) 次に掲げる設備に対して課する固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- a 風力発電設備のうち、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備
 - (b) 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備
 - (c) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備
- b 地熱発電設備（(ア) cに掲げるものを除く。）

(エ) 水力発電設備（(ア) bに掲げるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、その課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額

とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 個人の市民税に関する規定

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例に関する規定 公布の日

(イ) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に関する規定、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例に関する規定及び住宅借入金等特別税額控除に関する規定 令和9年1月1日

(ウ) 長期譲渡所得に係る特例に関する規定等 令和10年1月1日

(エ) 特定暗号資産の譲渡所得等の課税方式に関する規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

イ 固定資産税に関する規定

(ア) 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準についての特例措置に関する規定等 公布の日

(イ) 免税点に関する規定 令和9年4月1日

(2) 経過措置

ア 個人の市民税に関する経過措置

(ア) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に関する規定 令和9年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する扶養親族等申告書について適用する。

(イ) 住宅借入金等特別税額控除に関する規定 令和8年1月1日以後に居住の用に供する住宅について適用する。

(ウ) 長期譲渡所得に係る特例に関する規定 令和10年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(エ) 特定暗号資産の譲渡所得等の課税方式に関する規定 (1)ア(エ)の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

イ 固定資産税に関する経過措置

免税点に関する規定 令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第120号

東広島市都市計画税条例の一部改正について

(財務部資産税課)

1 改正の理由

黒瀬川流域が特定都市河川流域に指定されたことに伴い、貯留機能保全区域内にある土地に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

特定都市河川浸水被害対策法の規定により令和10年3月31日までに指定された貯留機能保全区域内にある土地に対して課する都市計画税の課税標準は、当該区域の指定後の3年度分に限り、その課税標準となるべき価格に4分の3を乗じて得た額とする。(附則第2項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 2 1 号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

(財務部資産税課)

1 改正の要旨

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を次のとおり延長するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

現 行	改 正
令和 8 年 3 月 3 1 日	令和 1 0 年 3 月 3 1 日

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和 8 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に認定整備計画の認定を受けた事業者についても適用する。

(根拠法令)

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 2 2 号

東広島市印鑑条例の一部改正について

(生活環境部市民課)

1 改正の要旨

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請に使用するものとして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第 1 4 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

議案第 1 2 3 号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額の区分の新設、基礎課税額の限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の区分の新設

ア 新たに子ども・子育て支援納付金課税額の区分を設け、その限度額を3万円とする。(第2条、第29条関係)

イ 子ども・子育て支援納付金課税額は、被保険者について次に掲げる所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を合算した額とする。(第12条、第13条、第14条、第15条関係)

区 分	課 税 額
所得割額	前年の基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて得た額
被保険者均等割額	被保険者1人につき 1,247円
18歳以上被保険者均等割額	被保険者1人につき 74円
世帯別平等割額(1世帯につき)	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 790円
	特定世帯 395円
	特定継続世帯 592円

ウ 子ども・子育て支援納付金課税額の減額措置について、その減額する額を次のとおり定める。(第29条関係)

(ア) 世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年の総所得金額及び山林所得金額の合算額((イ)及び(ウ)において「合算額」という。)が、43万円を超えない世帯((エ)において「10分の7軽減世帯」という。)

区 分		減額する額
被保険者均等割額（被保険者1人につき）		873円
18歳以上被保険者均等割額（被保険者1人につき）		52円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	553円
	特定世帯	277円
	特定継続世帯	415円

- (イ) 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯（(エ)及び(3)において「10分の5軽減世帯」という。）

区 分		減額する額
被保険者均等割額（被保険者1人につき）		624円
18歳以上被保険者均等割額（被保険者1人につき）		37円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	395円
	特定世帯	198円
	特定継続世帯	296円

- (ウ) 合算額が、43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯（(エ)及び(3)において「10分の2軽減世帯」という。）

区 分		減額する額
被保険者均等割額（被保険者1人につき）		250円
18歳以上被保険者均等割額（被保険者1人につき）		15円
世帯別平等割額（1世帯につき）	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	158円
	特定世帯	79円
	特定継続世帯	119円

- (エ) 納税義務者の世帯内に未就学児がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額措置について、被保険者均等割額から未就学児1人につき減額する額を次のとおり定める。

区 分	減額する額
10分の7軽減世帯	187円
10分の5軽減世帯	312円
10分の2軽減世帯	499円
上記以外の世帯	624円

- (オ) 納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額について、それぞれ算定した額の12分

の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減額することとする。

(カ) 納税義務者の属する世帯内に18歳未満被保険者がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額について、その18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に相当する額を減額することとする。

(2) 基礎課税額の課税限度額を次のとおり引き上げる。(第2条関係)

現 行	改 正
66万円	67万円

(3) 減額措置に係る軽減判定所得の算定において、被保険者等1人につき加算する金額を次のとおり引き上げる。(第29条関係)

区 分	現 行	改 正
10分の5軽減世帯	30万5,000円	31万円
10分の2軽減世帯	56万円	57万円

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第124号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

(こども未来部こども家庭課)

1 改正の要旨

東広島市要保護児童対策地域協議会の審議事項として、被措置児童等虐待に関する事項を追加するとともに、当該附属機関の名称を東広島市要保護児童等対策地域協議会に変更しようとするものである。

2 施行期日

令和8年7月1日

(根拠法令)

地方自治法

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。一略一

議案第125号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

(こども未来部保育課)

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び運営に関する基準、特定理学療法士等の配置の特例及び児童対象性暴力等の防止に係る規定その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業が創設されることに伴い、当該事業の設備及び運営に関する基準を定める。(第1条、第2条関係)
- (2) 小規模保育事業所等に配置する保育士の数の算定に当たり、特定理学療法士等を1人に限り、保育士とみなすことができることとする。(第2条関係)
- (3) 小規模保育事業所等における満3歳以上満4歳に満たない児童に対する保育士又は保育従事者の員数に係る基準に関する経過措置の期限を、令和10年3月31日とする。(第3条関係)
- (4) 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととする。(第2条、第4条関係)

3 施行期日

- (1) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定理学療法士等の配置の特例に係る規定 公布の日の翌日
- (2) 保育士等の員数に係る基準に関する経過措置の期限を定める規定等 公布の日
- (3) 児童対象性暴力等の防止に係る規定 令和8年12月25日

(根拠法令)

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

子ども・子育て支援法

第34条

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

第46条

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

議案第126号

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について

(産業部ブランド推進課)

1 改正の要旨

東広島市道の駅湖畔の里福富において、次の施設の使用及び制限行為に係る使用料を利用料金とすることに伴い、その実施に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

- (1) 交流館体験学習室
- (2) 多目的ホール
- (3) 多目的グラウンド
- (4) キャンプ場

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和9年4月1日等

- (2) 経過措置

利用料金の徴収及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第127号

東広島市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

(建設部住宅課)

1 改正の要旨

磯松西住宅及び城山住宅を廃止しようとするものである。

2 施行期日

公布の日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。